

Ⅱ 指定申請の手続きについて

1 指定とは

- ・ 介護保険法の適用を受け、介護報酬の支払いを受けるためには、都道府県知事の指定を受けなければなりません。（居宅介護支援、（介護予防）地域密着型サービスの場合には、市町村長の指定となります。）
- ・ 指定は、申請により事業所ごと、サービスの種類ごとに行われます。指定を受けた事業所は、10桁の介護保険事業所番号が付番されます。
- ・ 指定は、①原則として申請者が法人であること、②人員基準を満たすこと、③設備・運営の基準に従って適正に運営できることが要件となっています。（ただし、病院、診療所等が、医療系サービスを行う場合には、法人格は必要ありません。）
- ・ 介護老人保健施設及び介護医療院については、指定ではなく、介護保険法に基づく「許可」を受ける必要があります。（なお、このガイドブックにおいては、介護老人保健施設等の「許可」を、便宜上「指定」と表現しています。）

2 みなし指定について

(1) 介護保険制度では、事業者からの申請に基づいて指定することになっていますが、介護保険法の指定申請を行わなくても、法令により指定されたとみなされる場合があります。これを「みなし指定」といいます。

- ・ 介護老人保健施設、介護医療院の許可があったとき、開設者は、介護保険法による居宅系サービス（下表参照）の事業者として、指定をされたものとみなされます。（※1：下記の表中「施設みなし」という。）
- ・ 健康保険法の保険医療機関・保険薬局に指定された医療機関・薬局は、介護保険法による医療系サービス（下表参照）の事業者として、指定をされたものとみなされます。（※2：下記の表中「医療みなし」という。）

	みなし指定となる事業者	みなし指定されるサービスの種類
し 施設 みなし (※1)	介護保険法による許可を受けている介護老人保健施設、介護医療院	①(介護予防)訪問リハビリテーション ②(介護予防)通所リハビリテーション ③(介護予防)短期入所療養介護
医療 みなし (※2)	健康保険法による指定を受けている病院・診療所(歯科を除く)	①(介護予防)訪問看護 ②(介護予防)訪問リハビリテーション ③(介護予防)居宅療養管理指導 ④(介護予防)通所リハビリテーション ⑤(介護予防)短期入所療養介護 (※⑤については、療養病床を有する病院又は診療所により行われるものに限る。)
	健康保険法による指定を受けている病院・診療所(歯科)	①(介護予防)居宅療養管理指導
	健康保険法による指定を受けている薬局	①(介護予防)居宅療養管理指導

【医療みなしの注意点】

① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）の提出

（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション・（介護予防）通所リハビリテーションのサービスについて、介護給付費を請求する場合には、事業開始月の前月 15 日までに、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）の提出が必要となります。

○訪問看護における緊急時訪問看護加算（介護保険関係）・24 時間対応体制加算（医療保険関係）等の届出については、介護保険関係は県に、医療保険関係は関東信越厚生局栃木事務所に、それぞれ行う必要があります。

② 変更届出書の提出

事業所の名称、所在地、電話番号及び代表者（開設者）の氏名、事業所の建物の構造、専用区画等に変更があった場合は、変更届出書の提出が必要となります。

③ 書類の提出先について

高齢対策課介護サービス班介護事業者チーム（宇都宮市分を除く全県）

(2) みなし指定の辞退について

- ・ 介護サービスを行う意思がない場合は、県（宇都宮市の場合は宇都宮市保健福祉総務課）へ、所定の「指定を不要とする旨の届出書」（別段の申出）により届出をしてください。
- ・ 指定辞退後に再度「みなし指定」を受けることはできず、辞退後に介護サービスを実施する場合は、指定申請の手続きが必要となります。

(3) 介護保険法に基づく事業所指定と生活保護法に基づく指定介護機関指定の関係

- ・ 生活保護を受けている方（被保護者）に介護扶助によるサービス提供を行うためには、介護保険法に基づく事業所の指定又は許可を受けていることに加え、生活保護法に基づく指定介護機関としての指定を受ける必要があります。
- ・ 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定を受けた介護機関は、生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定を受けたとみなされます。なお、みなし指定を希望しない場合（（地域密着型）介護老人福祉施設を除く。）、指定時は県高齢対策課に、指定日以降は県保健福祉課に「申出書」を提出する必要があります。
- ・ 生活保護法の指定介護機関に関する照会先は次のとおりです。
栃木県保健福祉部保健福祉課生活保護担当(TEL:028-623-3032)

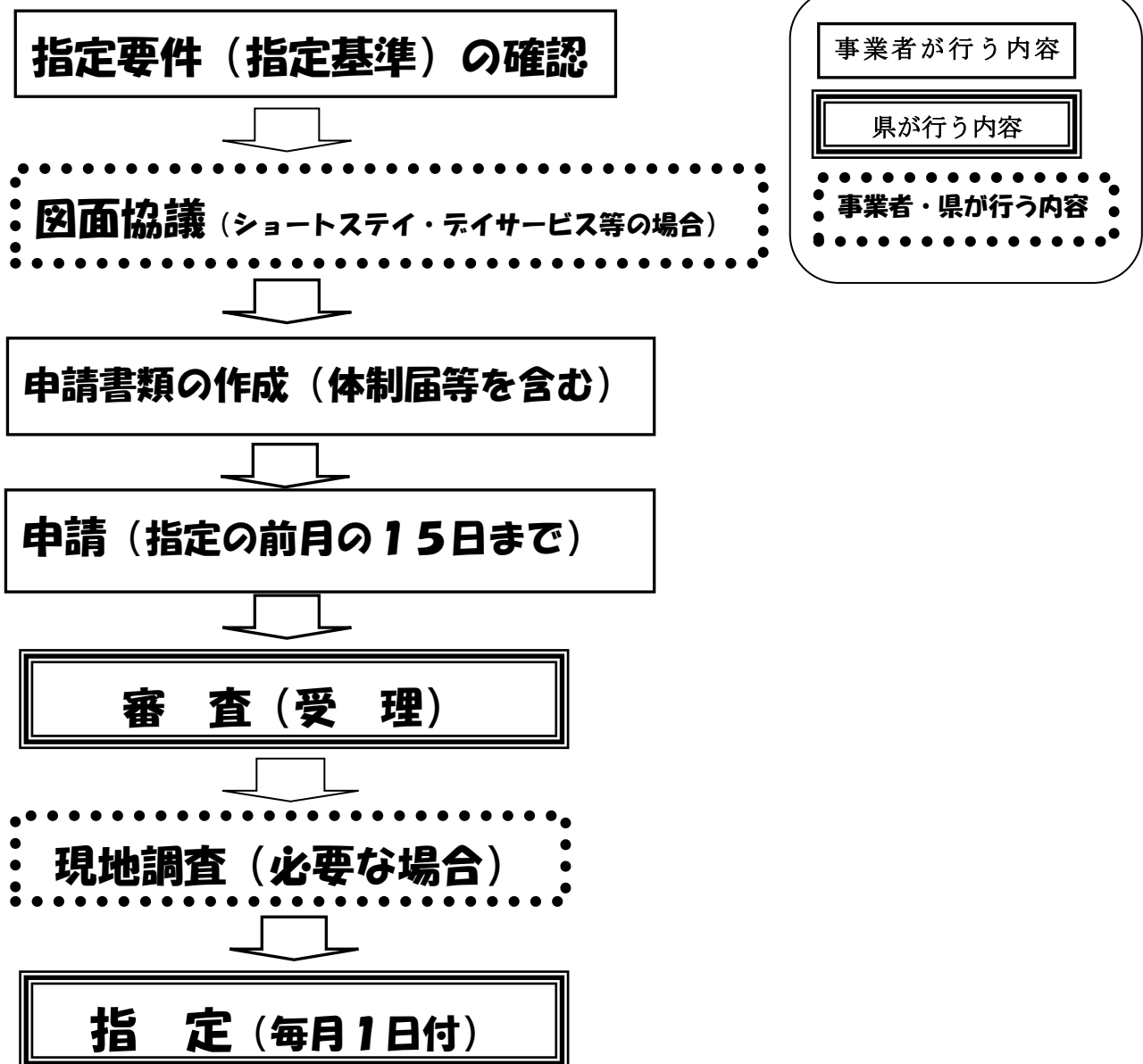
3 指定の流れ

(1) スケジュール

- ◆ 毎月1日付けで指定します。
- ◆ 申請書の提出期限は、指定を受けようとする月の前月の15日です。(15日が土曜日・日曜日・祝日の場合には、15日の前日(土・日・祝日を除く。)が提出期限となります。)

例】4月1日に指定を受けたい場合は、3月15日が申請期限です。
この場合、「4月1日指定」となります。
なお、3月15日が日曜日の場合は、13日の金曜日が申請期限になります。

(2) 指定までの主な流れ



4 指定までの具体的な手続き

(1) 準備（事業者）

① 指定要件（指定基準）の確認

- ・ 介護保険事業者として指定を受けるためには、指定基準（栃木県条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準）を満たさなければなりません。
- ・ 事前に、必ず熟読し、理解した上で申請してください。
 - ※ 栃木県条例等の名称等については、39・40ページの「サービス毎の指定基準解釈通知（参考資料）」を参照してください。
 - ※ 指定基準の詳細については、法令の解説書等で確認してください。

② 他法令の手続きの確認

- ・ 事業所の設置に際して、消防法、建築基準法、都市計画法など他法令に基づく許可、届出等が必要な場合があります。
- ・ 他法令の手続きが完了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や法令違反となる場合がありますので、事前に確認してください。
 - ※ 他法令の手続きについては、12ページを参照してください。消防法及び建築基準法については、訪問系のサービスを除いて、書類の添付が必要となります。（具体的な必要書類については、41ページ以降を参照してください。）

③ 図面協議

- ・ 事業所内で利用者にサービス提供を行う短期入所サービス（短期入所生活介護や短期入所療養介護）や通所介護などのサービスについては、申請書の提出前に図面協議が必要です。
- ・ 図面協議には、事業内容が分かる方（管理者など）が必ず出席してください。（設計業者の同席可）
- ・ 図面協議に当たっては、必ず電話で予約をお願いします。

(2) 申請（事業者）

- ・ 原則「電子申請・届出システム」でのオンライン申請で提出してください。
- ・ 上記システムの使用にはGビズIDが必要となります。
- ・ 当面の間は紙媒体や電子メールでの提出も可能です。
- ・ 申請時に報告いただく必要事項や添付書類は、サービスの種類ごとに異なります。
 - ※ 詳しくは「5 申請方法について」をご覧ください。
- ・ 申請期限は、指定を受けたい月の前月の15日となります。（15日が土曜日・日曜日・祝日の場合には、15日の前日（土・日・祝日を除く。）が申請期限となります。）
- ・ 申請書は必ずしも1回で申請として必要な形式上の要件を満たせるとは限りません。内容の修正や追加で書類を提出していただくことがありますので、提出期限にとらわれずに十分に余裕を持って申請を行ってください。
- ・ なお、15日時点で申請内容に不備がある場合や、修正・追加書類の提出が未了の場合などは原則、翌月1日の指定はできません。

(3) 審査（県）

- ・ 申請内容が指定基準を満たしているか審査を行います。
- ・ 事業所内で利用者にサービス提供を行う短期入所サービス（短期入所生活介護や短期入所療養介護）や通所介護などのサービスについては、審査の一環として、現地調査を実施します。（調査する場合には、事前に電話にて調査日時をお伝えします。）
- ・ なお、指定時には、人員、設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。

※ 詳しくは、11～14ページ「6 指定申請に当たっての留意点について」を参照してください。

(4) 指定（県）

- ・ 毎月1日付けで指定を行います。
- ・ 毎月15日までに受理した申請内容について審査を行い、基準を満たしている事業所について、翌月1日に指定します。
例：6月15日受理 → 7月1日指定
- ・ 指定通知書を事業所宛てに普通郵便で送付します。
- ・ 指定通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。

(5) 公示（県）

- ・ 指定事業所の名称、所在地、サービスの種類等が栃木県公報に登載されるとともに県ホームページに公表します。

(6) 情報公表（事業者）

- ・ 申請者は、新規事業所を開設した場合は、介護サービス情報を県に報告する必要があります。
- ※ 詳しくは、22・23ページ「Ⅲ-4 介護サービス情報の公表制度について」を確認してください。

5 申請方法について

(1) 申請方法

- ・ 原則として国の「電子申請届出システム」でのオンライン申請となります。電子申請届出システムによる申請方法については、以下のホームページをご覧ください。
- ・ 電子申請届出システムでの操作方法については、システムのヘルプ画面掲載の操作ガイドをお読みください。

◇介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について（栃木県）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/denshishinseitodokede.html>

- ・ 電子申請届出システムを利用するためには、G Biz IDの取得が必要となります。G Biz IDを持っていない場合は、G Biz ID取得の手続きが必要ですので、以下のホームページから取得してください（IDの取得には2週間から1ヶ月程度時間がかかる場合がありますので、御注意ください。）

◇G Biz ID/Home（デジタル庁）

<http://gbiz-id.go.jp/top/>

- ・ 当面の間は紙媒体やメールでの申請も可能です。申請書、添付書類の様式及び記載方法は、県ホームページに掲載されています。

◇介護保険事業所の指定申請の手続き（栃木県）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/1256881201945.html>

- ・ 電子申請届出システム以外で申請する場合、必要な書類は次のとおりです、

- 指定（許可）申請書
- 付表（サービスごとに様式が異なります。）
- 申請に係る添付書類【一式】
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制状況一覧表
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の添付書類【一式】
- 業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書（新規法人の場合）

(2) 指定申請書

- ・ 指定申請書はすべてのサービスで、共通の様式となっています。
- ・ 同一事業所名（同一の介護保険事業所番号）で複数のサービスの指定を申請する場合には、一枚の指定申請書でまとめて申請することができます。

(3) 付表・添付書類

- ・ 指定申請書にサービスの種類ごとの付表及びサービスの種類ごとに必要な添付書類を添えて申請してください。
- ・ 添付書類は、サービスの種類ごとに異なりますので、チェック表・指定（許可）申請に係

る添付書類一覧（チェック用）で必要な書類を確認の上、それぞれのサービスの種類ごとに提出してください。

- ・ 申請内容により、チェック表に記載のない書類の提出を求められることがあります。
- ・ 同一事業所名（同一の介護保険事業所番号）で複数のサービスの指定を申請する場合で、1枚の指定申請書でまとめて申請する際は、内容が同一の添付書類（申請者の登記事項証明書等）は1部のみで結構です。なお、まとめて申請する際に1つのサービスの運営規程しか添付されていないことが見受けられますので、必ず申請する全てのサービスの運営規程を添付してください。
- ・ 従業員の配置を確認するため、雇用関係が分かる書類を提出してください（雇用契約書の写し、辞令の写し等）。

(4) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等

- ・ 指定を受ける場合には、併せて介護報酬算定の体制等の届出を行う必要があります。
- ・ 郵送やメールで提出される場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」に「必要な添付書類」を添えて提出してください。

(5) 業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書(新規法人の場合)

- ・ 初めて事業所を立ち上げる法人の場合、業務管理体制についての届出が必要となります。
- ・ 報告方法については 25 ページの「6 業務管理体制の整備に関する届出について」を参照してください。

(6) 作成にあたっての注意点

- ・ チェック漏れ、記入漏れ、添付漏れがある申請については補正を求めることになります。
（補正ができない場合、当該申請により求められた指定を拒否しなければならないこともありますので、留意願います。）
- ・ 申請時に添付できない書類がある場合は、担当までご相談ください。
- ・ 提出部数は1部ですが、後日記載事項について確認することがありますので、必ず控えを作成しておいてください。（変更等の各種届出、指定の更新申請等も同様です。）
- ・ 提出書類の控えを持参された場合、求めにより受付印を押印します。郵送での提出で受付印を押した控えの返送をお求めの場合には、返信用封筒（要切手貼付、宛先記入）を同封してください。
- ・ 事業所の写真は撮影箇所が分かるよう、写真と図面双方に番号や撮影方向の矢印を付記する等してください。
- ・ 指定居宅サービス事業所と指定介護予防サービス事業所の両方の指定を受けようとする場合、運営規程の内容について、一体的に作成しても差し支えありませんが、両方のサービスを提供することが明確に分かるように記載してください（「要介護」・「要支援」のどちらの文言も記入する、等）。

6 指定申請に当たっての留意点について

(1) 指定基準について

- ・ 指定事業者は、栃木県条例等で定める指定基準（人員・設備・運営基準）に従い、サービスを提供しなければなりません。従って、指定基準を十分に理解した上で、事業計画を検討してください。

※ 指定基準については、38・39ページ「サービスごとの指定基準・解釈通知（参考資料）」を参照してください。また、17・18ページも確認してください。

- ・ 指定申請時に報告した内容（事業内容や勤務予定人員）について変更となる場合には、速やかに県に報告してください。変更内容について報告しないまま指定を受けて事業を開始した場合、許可された内容と異なる状態で事業を開始したとして、指導や処分の対象になる可能性があります。
- ・ 介護保険事業者の指定を申請するためには、法人である必要があります。
- ・ ただし、病院、診療所が、医療系サービス【(介護予防)訪問看護・(介護予防)訪問リハビリテーション・(介護予防)居宅療養管理指導・(介護予防)通所リハビリテーション・(介護予防)短期入所療養介護】を行う場合には、法人格は必要ありません。

(2) 生活相談員の資格要件について

- ・ 生活相談員の資格要件について、基準省令において「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」と規定されていますが、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容については、以下のとおりとします。

【同等以上の能力を有すると認められる者】

- ・ 介護支援専門員（実務経験を問わない）
- ・ 介護福祉士（実務経験を問わない）

【対象サービス】

- ・ 通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※ (介護予防)特定施設入居者生活介護の生活相談員の資格要件については、法令等の規定はありませんが、生活相談員としての責務や業務内容において通所介護等の他のサービスと同等であることから、同様の資格要件を求めています。

(3) 登記事項証明書の記載について

- ・ 申請の際に、登記事項証明書の「(事業)目的」の項目に申請を行う事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられていることが望ましいです。
- ・ 法人の種類によっては、登記事項証明書に所管庁の認可（認証）が必要な場合があります。詳しくは関係法令の所管庁にお問い合わせください。
- ・ 居宅介護支援、地域密着型サービス、総合事業によるサービスの指定等を受ける場合の登記事項証明書の記載については、各市町にお問い合わせください。

【定款・登記事項証明書への記載例】

- ・訪問介護を行う場合・・・・・・・・・・介護保険法に基づく訪問介護事業
- ・介護予防訪問看護を行う場合・・・・・・・・介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業
- ・居宅サービス全般を行う場合・・・・・・・・介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ・介護予防サービス全般を行う場合・・・・介護保険法に基づく介護予防サービス事業

(4) 事業所の開設準備について

- ・ 事業所の建設（改修）工事が完了していない場合やサービス提供に必要な備品等が納入されていない場合は、設備基準の確認ができず申請の審査を開始することができません。（工期や備品の納入が申請書提出に間に合わない場合には、個別に相談をしてください。）
- ・ また、指定時には、人員、設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。従って、従業員の雇用関係の書類（雇用契約書等）、勤務管理を行う書類（タイムカード、出勤簿、シフト表等）や介護記録の様式、個別サービス計画（通所介護計画、短期入所生活介護計画等）の様式等の書類を備えておく必要があります。これらが備わっていないことが判明した場合には、指導等の対象となる可能性があります。

(5) 他法令の手続きについて

- ・ 介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、指定申請の前に事前に調整を行っておくことが望ましいことや、所管する行政機関の許可・認可等を受けなければならないこともあります。それぞれの行政機関にご確認ください。
- ・ 他法令の手続きが完了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や、法令違反となる場合があります。

他法令の手続きが必要なケース【例】

- ・ 福祉関係法令の適用を受けるもの
→老人福祉法 生活保護法等
- ・ 他法規制の可能性があるもの
→消防法、建築基準法、都市計画法、文化財保護法、健康増進法等
※ 指定申請書には、消防法及び建築基準法に基づく基準に適合していることを証する書類の添付が必要となります（居宅介護支援事業所や訪問系のサービスについては、基準に適合していることは必要ですが、書類の添付は必要ありません）。
- ・ 事業者として当然に守るべきもの
→就業規則等の労働基準監督署への届出、税務署への届出、雇用保険の届出、法人の定款変更等の手続等
- ・ 必要に応じて、事前調整を行うもの
→開設する市町村の介護保険担当課（市町村介護保険事業計画関係等）、高齢者福祉担当課、隣接地権者、自治会、民生委員等

(6) 欠格事由について

◆ 申請者・開設者（又は法人役員等）が次の事項に該当する場合は、指定を受けることができません。

- ① 禁錮以上の刑を受け、その執行が終っていないか、今後執行を受けることがあるとき
- ② 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律（※1）により罰金刑を受け、その執行が終っていないか、今後執行を受けることがあるとき
- ③ 労働に関する法律の所定の規定（※2）により罰金刑を受け、その執行が終っていないか、今後執行を受けることがあるとき
- ④ 指定の申請日の前日までに、社会保険料・労働保険料等について滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料・労働保険料等のすべてを引き続き滞納しているとき
- ⑤ 指定取消事由に該当、又は介護サービス情報の報告に関する命令に従わなかったことにより、指定を取り消され、取消日から5年を経過していないとき（取消し理由となった事実について組織的な関与が認められない場合を除く）
- ⑥ 申請者（法人に限る）と密接な関係を有する者（申請者の親会社等）が指定等を取り消され、その取消日から5年を経過していないとき（取消し理由となった事実について組織的な関与が認められない場合を除く）
- ⑦ 指定の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から取消処分日又は処分を行わないことの決定日までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過していないとき（事業廃止の届出について相当の理由がある場合を除く）
- ⑧ 申請者が都道府県知事等による検査が行われた日から指定等の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に、相当な理由なく廃止届を提出した者で、その届出日から5年を経過していないとき
- ⑨ 上記⑦の事業廃止の届出を行った場合で、指定取消についての通知日前60日以内にその法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者で、その届出日から5年を経過していないとき
- ⑩ 申請前5年以内に居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援あるいはこれらに相当するサービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき
- ⑪ 役員等の中に、①～⑤、⑦～⑩のいずれかに該当する者がいるとき
- ⑫ 法人でない事業所が申請する場合に、その管理者が①～⑤、⑦～⑩のいずれかに該当するとき

◆ 「申請者と密接な関係を有する者」について（⑥関係）

申請者の親会社、申請者の親会社等の子会社等、申請者の子会社等のうち、申請者の重要な事項の意思決定に関与、又は、申請者もしくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している法人を指します。

(※1) 国民の保健医療・福祉に関する所定の法律（令 35 条の 2）

- ①児童福祉法 ②栄養士法 ③医師法 ④歯科医師法 ⑤保健師助産師看護師法
- ⑥歯科衛生士法 ⑦医療法 ⑧身体障害者福祉法 ⑨精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ⑩生活保護法
- ⑪社会福祉法 ⑫医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ⑬薬剤師法 ⑭老人福祉法
- ⑮理学療法士及び作業療法士法 ⑯高齢者の医療の確保に関する法律 ⑰社会福祉士及び介護福祉士法 ⑱義肢装具士法
- ⑲精神保健福祉士法 ⑳言語聴覚士法 ㉑障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ㉒高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ㉓就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ㉔子ども・子育て支援法 ㉕再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- ㉖国家戦略特別区域法 ㉗難病の患者に対する医療等に関する法律 ㉘公認心理師法 ㉙民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 ㉚臨床研究法

(※2) 労働に関する法律の所定の規定（令 35 条の 3）

- ①労働基準法 ②最低賃金法 ③賃金の支払の確保等に関する法律

7 共生型サービスについて

平成 30 年度介護保険制度改正により、共生型サービスが創設されました。

共生型サービスとは、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みのひとつであり、障害福祉サービス等事業所が同一の事業所において介護保険サービスの指定を受ける場合の特例（指定基準等の緩和）を定めたものです。

これにより、障害福祉と介護保険の両方のサービスを受ける利用者や障害福祉サービス等から介護保険サービスに移行する利用者が同一事業所でサービスの提供を受けやすくなり、利用者の負担が軽減するとともに、人材や施設など限られた資源の有効活用が推進されることが期待されます。

(1) 指定について

介護保険事業所の指定を受けている事業所は、障害福祉サービス事業者の指定を受けやすくなります（逆に障害福祉サービス事業者は介護保険事業者の指定を受けやすくなります）。

指定申請の手順は通常の指定と同じです。詳細については、共生型の介護保険事業所の指定を受けたい場合は高齢対策課（028-623-3149）、共生型の障害福祉サービスの指定を受けたい場合は障害福祉課（028-623-3052）へお問い合わせください。

(2) 対応するサービス種類

介護保険サービス		障害福祉サービス
訪問介護	↔	居宅介護 重度訪問介護
通所介護	↔	生活介護 自立訓練
(介護予防) 短期入所生活介護	↔	短期入所

8 指定申請等受付窓口

(1) 栃木県所管申請窓口

サービスの種類	申請受付窓口	
居宅サービス・介護予防サービス 訪問介護(※1) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導 通所介護(定員18人を超えるもの)(※1) 通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売・ 特定介護予防福祉用具販売	事業所の所在地が 『宇都宮市以外』の場合	高齢対策課介護サービス班 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 028-623-3149
	事業所の所在地が 『宇都宮市』の場合	宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 028-632-2931
居宅サービス・介護予防サービス 短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護(※1) 短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護 介護保険施設 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 (※2) (併設の通所リハビリテーション、短期入 所療養介護を含む) 介護医療院(※2) (併設の通所リハビリテーション、短期入 所療養介護を含む)	事業所の所在地が 『宇都宮市以外』の場合	高齢対策課介護サービス班 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 028-623-3149
	事業所の所在地が 『宇都宮市』の場合	宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 028-632-2931

※1: 共生型サービスを含みます。

※2: 介護老人保健施設・介護医療院の場合には、開設許可が必要となります。

(2) 市町所管窓口

サービスの種類	申請受付窓口
<p>地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 介護予防夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 地域密着型通所介護(定員18人以下) <p>居宅介護支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援 <p>介護予防支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援(地域包括支援センター) <p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービス・通所型サービス等 	<p>各市町の窓口へ</p>

9 介護事業者が講じるべき措置等について

(1) 感染症対策の強化について

【全サービス共通】

○感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、全てのサービスで委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられています。

(2) 非常災害対策について

【対象サービス(県所管分)】

通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

○指定事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に適切に備える必要があります。

○非常災害対策に対する栃木県条例については、厚生労働省の基準省令とは異なる内容を規定しておりますので、サービスごとの栃木県条例をよく確認してください。

(3) 業務継続計画(BCP)の策定等について

【全サービス共通】

○指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

○また、指定事業者は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければなりません。

○さらに、指定事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとしています。

(4) 認知症介護基礎研修受講について

【全サービス共通(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)】

○認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、指定事業者は介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。

○正社員、パート社員、派遣職員問わず、受講が必要となります。

○また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者の受講については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとしています。

○当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基

礎的な知識及び技術を習得している者で、具体的には看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等としています。

(5) ハラスメント対策の強化について

【全サービス共通】

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者
に、男女雇用機会均等法等及び労働施策推進法の規定に基づくハラスメント防止措置を講じること
が義務付けられています。
- 求められる対応については、サービスごとの指定基準・解釈通知を確認してください。

(6) 高齢者虐待防止の推進について

【全サービス共通】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発
生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること
が義務付けられています。
- 求められる対応については、サービスごとの指定基準・解釈通知を確認してください。

(7) 身体拘束廃止の推進について

【全サービス共通】(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く)

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止す
るための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられています。
- ただし、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なることから、3
年間の経過措置期間を設けられています。
- 求められる対応については、サービスごとの指定基準・解釈通知を確認してください。

(8) 協力医療機関に関する届出について

【施設系サービス】

- 1年に1回以上、各施設では、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医
療機関の名称や取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。
- 各施設は、各年度の2月末までに届出書を提出してください。
- 協力医療機関連携加算を新たに算定しようとする事業所は速やかに提出してください。